

一般事業主行動計画

社会福祉法人 光栄会

仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって職員がその能力を充分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子の看護休暇及び介護休暇について1時間単位での取得可能とする。
(年35時間限度)

<対策>

○ 令和2年4月～ 制度に関する取得実績の確認及び対象職員への周知拡大を図っていく。

目標2：所定外労働を削減し、働きやすい環境を整備する。

<対策>

○ 令和2年4月～ 各事業所の所定外労働の現状を把握する。また、所定外労働の時間が多い部署に関しては、業務内容の見直しを検討し効率化を図る。